

令和6年2月29日

令和6年第1回
宮代町議会定例会議案書

議案番号	件 名 等	頁
議案第 1 号	専決処分の承認を求めることについて	1
議案第 2 号	宮代町管理不全空家等の適正管理に関する条例について	3
議案第 3 号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について	7
議案第 4 号	宮代町災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例について	1 0
議案第 5 号	宮代町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について	1 2
議案第 6 号	宮代町介護保険条例の一部を改正する条例について	1 4
議案第 7 号	宮代町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について	1 7
議案第 8 号	宮代町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について	2 1
議案第 9 号	宮代町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について	2 6
議案第 1 0 号	宮代町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について	3 6
議案第 1 1 号	宮代町下水道条例の一部を改正する条例について	4 1
議案第 1 2 号	宮代町都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例について	4 3
議案第 1 3 号	宮代町ホームヘルプサービス手数料条例を廃止する条例について	4 5
議案第 1 4 号	町道路線の廃止について	4 7
議案第 1 5 号	町道路線の認定について	4 8
議案第 1 6 号	令和 5 年度宮代町一般会計補正予算（第 5 号）について	4 9

議案番号	件名等	頁
議案第17号	令和5年度宮代町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について	50
議案第18号	令和5年度宮代町介護保険特別会計補正予算（第3号）について	51
議案第19号	令和5年度宮代町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について	52
議案第20号	令和6年度宮代町一般会計予算について	53
議案第21号	令和6年度宮代町国民健康保険特別会計予算について	54
議案第22号	令和6年度宮代町介護保険特別会計予算について	55
議案第23号	令和6年度宮代町後期高齢者医療特別会計予算について	56
議案第24号	令和6年度宮代町水道事業会計予算について	57
議案第25号	令和6年度宮代町下水道事業会計予算について	58

議案第1号

専決処分の承認を求めることについて

令和5年度宮代町一般会計補正予算（専決第2号）について、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和6年2月29日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

物価高の影響を大きく受ける低所得世帯に対して、追加の特別給付金を支給するための経費を緊急に計上する必要が生じたことから、令和5年度宮代町一般会計予算に1億7,947万3,000円を追加し、総額を132億5,802万3,000円とすることについて専決処分をしたので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものである。

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和5年度宮代町一般会計補正予算（専決第2号）（別冊）

令和6年1月24日

宮代町長 新 井 康 之

議案第2号

宮代町管理不全空家等の適正管理に関する条例について

宮代町管理不全空家等の適正管理に関する条例を別紙のとおり提出する。

令和6年2月29日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく空家等対策を強化するため、新たに宮代町管理不全空家等の適正管理に関する条例を制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町管理不全空家等の適正管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、管理不全空家等に対する措置に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 管理不全空家等 法第13条第1項に規定する管理不全空家等であつて、町の区域に所在するものをいう。
- (2) 所有者等 法第5条に規定する所有者等をいう。

(緊急安全措置等)

第3条 町長は、災害その他非常の場合であつて、管理不全空家等が保安上危険な状態にあると認められるときは、規則で定める緊急安全措置（修繕、立木等の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために緊急にとる必要がある措置をいう。）を自ら講ずることができる。

2 町長は、管理不全空家等の周辺における防災、衛生、景観等に関する生活環境への支障を除去し、又は軽減することができると思はれるときは、規則で定める軽微な措置（門扉等の閉鎖、敷地外に出た物件の移動その他周辺的生活環境に与える悪影響の軽減を図る措置をいう。）を自ら講ずることができる。

3 第1項又は前項の措置は、次の各号のいずれかに該当するときに講ずることができる。

- (1) 管理不全空家等の所有者等を確知することができないとき。
- (2) 管理不全空家等の所有者等の所在が判明しないとき。
- (3) 管理不全空家等の所有者等が必要な措置を行ういとまがないとき。
- (4) 法第13条第1項の規定による指導又は同条第2項の規定による勧告に管理不全空家等の所有者等が応じないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるとき。

4 町長は、第1項又は第2項に規定する措置を講じようとするときは、管理不全空家等の所有者等の同意を得なければならない。ただし、前項第1号の事由その他のやむを得ない事由により同意が得られないときは、この限りでない。

5 町長は、第1項又は第2項に規定する措置を講じたときは、速やかにその内容を当該管理不全空家等の所有者等に通知しなければならない。ただし、第3項第1号の事由その他のやむを得ない事由により通知することができないときは、当該通知の内容を公示しなければならない。

(費用の請求)

第4条 町長は、前条第1項又は第2項の措置に係る費用を支出したときは、当該管理不全空家等の所有者等にその費用を請求することができる。

(立入調査等)

第5条 町長は、措置の実施のために必要な限度において、職員又は委任した者に管理不全空家等に立ち入って、調査をさせることができる。

2 町長は、前項の規定により職員又は委任した者を管理不全空家等に立ち入らせようとするときは、速やかに管理不全空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、第3条第3項第1号の事由その他のやむを得ない事由により当該所有者等に対し通知することができないときは、この限りでない。

3 第1項の規定により、管理不全空家等に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(協力の要請)

第6条 町長は、管理不全空家等の適切な管理のために必要があると認めるときは、警察その他の関係機関に対し、必要な協力を求めることができる。

(特定空家等に対する措置等の特例)

第7条 町長は、第3条第2項から前条までの規定は、法第2条第2項に規定する特定空家等（以下「特定空家等」という。）について準用する。この場合において、「管理不全空家等」とあるのは、「特定空家等」と読み替えるものとする。ただし、第3条第3項第4号については、「法第22条第1項の規定による助言又は指導、同条第2項の規定による勧告若しくは同条第3項の規定による命令に特定空家等の所有者等が応じないとき。」と読み替えるものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年7月1日から施行する。ただし、次条に定める規定は、公布の日から施行する。

(宮代町空家等対策協議会条例の一部改正)

第2条 宮代町空家等対策協議会条例（令和5年宮代町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第7条」を「第8条」に改める。

第2条第1号中「第6条」を「第7条」に改め、同条第4号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 法第13条第1項に規定する管理不全空家等の認定及び管理不全空家等に対する措置の方針に関する事項

第3条第2項中「第7条」を「第8条」に改める。

議案第3号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
について

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり提出する。

令和6年2月29日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

新たに地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
(宮代町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 宮代町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年宮代町条例第17号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第14条の見出しを「(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第14条の2 給与条例第18条の3の規定は、任期が6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第18条の3の規定による勤勉手当の支給について準用する。

第22条の見出しを「(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)」に改め、同条第1項中「この条」の次に「及び次条第1項」を加え、同条の次に次の1条を加える。

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第22条の2 給与条例第18条の3の規定は、任期が6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第3項中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての勤務期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。)の1箇月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第18条の3の規定による勤勉手当の支給について準用する。

(宮代町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 宮代町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和42年宮代町条例第9号)の一部を次のように改正する。

第10条の2を次のように改める。

(管理職員特別勤務手当)

第10条の2 管理職員特別勤務手当は、第3条の2の規定に基づき管理職手当が支給される職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は休日(祝日法による休日等及び年末年始の休日等をいう。以下同じ。)において勤務する場合に支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職手当が支給される職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

第15条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第16条を次のように改める。

(特定の職員についての適用除外)

第16条 第7条、第8条第2項及び第9条の規定は、第3条の2の規定に基づき管理職手当が支給される職員には適用しない。

2 第4条及び第4条の3の規定は、地方公務員法第22条の4第1項若しくは第22条の5第1項又は地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員には適用しない。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第3条 職員の育児休業等に関する条例（平成4年宮代町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。）」を削る。

第8条中「会計年度任用職員」を「地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）」に改める。

(宮代町監査委員条例の一部改正)

第4条 宮代町監査委員条例（昭和42年宮代町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「、法第243条の2の2第3項」を「、法第243条の2の8第3項」に改め、同条第2項中「法第243条の2の2第3項」を「法第243条の2の8第3項」に改める。

(宮代町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第5条 宮代町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年宮代町条例第20号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第4号

宮代町災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例について

宮代町災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和6年2月29日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、宮代町災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例

宮代町災害派遣手当等の支給に関する条例（平成18年宮代町条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第44条」を「第26条の8」に、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第5号

宮代町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

宮代町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和6年2月29日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正等に伴い、宮代町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

宮代町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年宮代町条例第27号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に、「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

別表第2の1町長の部特定個人情報の欄中「宮代町重度心身障害者医療費支給に関する条例に基づく事務」を「宮代町重度心身障害者医療費支給に関する条例による重度心身障害者医療費の支給に関する情報」に、「宮代町こども医療費支給に関する条例に基づく事務」を「宮代町こども医療費支給に関する条例によるこども医療費支給に関する情報」に、「宮代町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例に基づく事務」を「宮代町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例によるひとり親家庭等医療費の支給に関する情報」に改め、同表の2町長の部事務の項中「条例による地方税の賦課徴収」を「条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）による地方税若しくは森林環境税の賦課徴収」に改め、「又は地方税」の次に「若しくは森林環境税」を加え、同表の4町長の部事務の項中「宮代町在宅重度心身障害者手当」の次に「支給」を加え、同表の10町長の部事務の項中「宮代町」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条第3項の改正規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。

議案第6号

宮代町介護保険条例の一部を改正する条例について

宮代町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和6年2月29日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

令和6年度からの介護保険料の改定及び介護保険法施行令の一部改正に伴い、宮代町介護保険条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町介護保険条例の一部を改正する条例

宮代町介護保険条例（平成12年宮代町条例第12号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「29,800円」を「29,900円」に改め、同項第2号中「44,800円」を「45,100円」に改め、同項第3号中「44,800円」を「45,400円」に改め、同項第4号中「50,700円」を「59,200円」に改め、同項第5号中「59,700円」を「65,800円」に改め、同項第6号中「68,700円」を「79,000円」に改め、同号イ中「又は第10号イ」を「、第10号イ、第11号イ又は第12号イ」に改め、同項第7号中「77,600円」を「85,600円」に、同号イ中「又は第10号イ」を「、第10号イ、第11号イ又は第12号イ」に改め、同項第8号中「89,600円」を「98,800円」に改め、同号イ中「又は第10号イ」を「、第10号イ、第11号イ又は第12号イ」に改め、同項第9号中「101,500円」を「111,900円」に改め、同号ア中「400万円」を「420万円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ、第11号イ又は第12号イ」に改め、同項第11号中「113,500円」を「158,000円」に改め、同号を同項第13号とし、同項第10号中「107,500円」を「151,400円」に改め、同号ア中「600万円」を「720万円」に改め、同号イ中「を除く。）」の次に「、次号イ又は第12号イ」を加え、同号を同項第12号とし、同項第9号の次に次の2号を加える。

(10) 次のいずれかに該当する者 125,100円

ア 合計所得金額が520万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を要しない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）、次号イ又は第12号イに該当する者を除く。）

(11) 次のいずれかに該当する者 138,300円

ア 合計所得金額が620万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を要しない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

第4条第2項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「17,900円」を「18,700円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「17,900円」を「18,700円」に、「29,800円」を「31,900円」に

改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「17,900円」を「18,700円」に、「41,800円」を「45,100円」に改める。

第6条第3項中「又は第9号ロ」を「、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ又は第13号ロ」に、「第9号まで」を「第13号まで」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の宮代町介護保険条例第4条の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第7号

宮代町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

宮代町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和6年2月29日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める厚生労働省令の一部改正に伴い、宮代町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

宮代町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(平成30年宮代町条例第16号)の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「地域包括支援センター」の次に「(以下「地域包括支援センター」という。)」を加える。

第5条第2項を次のように改める。

- 2 前項に規定する員数の基準は、利用者の数(当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第115条の23第3項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下この項及び第13条第26号において同じ。)を行う場合にあつては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数。次項において同じ。)が44又はその端数を増すごとに1とする。

第5条に次の1項を加える。

- 3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会(昭和34年1月1日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。)が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第1項に規定する員数の基準は、利用者の数が49又はその端数を増すごとに1とする。

第6条第3項第2号中「同一敷地内にある」を削る。

第7条第2項を次のように改める

- 2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、居宅サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

第7条中第8項を第9項とし、同条第7項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「、第7項」を「、第8項」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所に

において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

第16条第2号の次に次の2号を加える。

(2) の2 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(2) の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第16条第14号中「主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師」を「主治の医師等又は薬剤師」に改め、同条第15号ア中「、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。

ただし、次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

(i) 利用者の心身の状況が安定していること。

(i i) 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

(i i i) 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

第16条第29号中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改める。

第25条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「、前項に規定する事項」を「、重要事項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第32条第2項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第16条第2号の3の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(重要事項の掲示に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、改正後の宮代町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定居宅介護支援等基準条例」という。）第25条第3項（新指定居宅介護支援等基準条例第33条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

議案第 8 号

宮代町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

宮代町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 2 月 2 9 日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める厚生労働省令の一部改正に伴い、宮代町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正したいので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

宮代町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成27年宮代町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

（従業者の員数）

第5条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を置かなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。

第6条を次のように改める。

（管理者）

第6条 指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

2 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の6第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第1項に規定する管理者とすることができる。

4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

（1）管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

（2）管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

第7条第2項中「、利用申込者又はその家族に対し」を「、利用者又はその家族

に対し」に改め、同条第3項中「担当職員」の次に「（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。）」を加える。

第13条に次の2項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

第14条を次のように改める。

（保険給付の請求のための証明書の交付）

第14条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について前条第1項の利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

第15条中「指定介護予防支援事業者」の前に「地域包括支援センターの設置者である」を加え、同条第4号中「次章の規定」の次に「（第33条第29号の規定を除く。）」を加える。

第24条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「、前項に規定する事項」を「、重要事項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第31条第2項第1号及び第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

（3）第33条第2号の3の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（第33条第2号の2及び第2号の3において「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第33条第2号の次に次の2号を加える。

（2）の2 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(2) の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第33条第16号を次のように改める。

(16) 担当職員は、第14号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回、利用者に面接すること。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。

ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間（以下この号において単に「期間」という。）について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

(i) 利用者の心身の状況が安定していること。

(i i) 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

(i i i) 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

エ 利用者の居宅を訪問しない月（イただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。）においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。

オ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。

第33条に次の1号を加える。

(29) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により町長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(重要事項の掲示に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、改正後の宮代町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新指定介護予防支援等基準条例第35条において準用する場合を含む。」）第24条第3項の規定の適用については、同項中「指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない」とあるのは「削除」とする。

議案第9号

宮代町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

宮代町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和6年2月29日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める厚生労働省令の一部改正に伴い、宮代町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

宮代町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年宮代町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第6条第5項第5号中「、第65条」を「、第65条第1項」に改め、同項第11号を削り、同項第12号を同項第11号とし、同条第6項中「当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」を「当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」に改める。

第7条中「同一敷地内にある」を削る。

第24条中第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、第7号の次に次の2号を加える。

(8) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第34条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「、前項に規定する事項」を「、重要事項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第42条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第4号中「第26条第11項」を「第26条第10項」に改め、同項第7号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 第24条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第47条第3項中「当該夜間対応型訪問介護事業所」を「当該指定夜間対応型訪問介護事業所」に改め、同条第4項中第11号を削り、第12号を第11号とし、同条第5項及び同条第6項中「当該夜間対応型訪問介護事業所」を「当該指定夜間対応型訪問介護事業所」に改める。

第48条中「同一敷地内の他の事業所」を「他の事業所」に改める。

第51条中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等

の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第58条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第51条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第59条の4中「同一敷地内にある」を削る。

第59条の9中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第59条の19第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第59条の9第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第59条の20の3中「同項第4号」を「同項第5号」に、「同項第3号」を「同項第4号」に改める。

第59条の24第1項中「同一敷地内にある」を削る。

第59条の30中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第59条の37第2項第2号及び同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項

第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 第59条の30第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第62条第1項中「同一敷地内にある」を削る。

第65条第2項中「指定介護療養型医療施設」の前に「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する」を加える。

第66条第1項中「同一敷地内にある」を削る。

第70条中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第71条第1項中「及び次条」を削る。

第79条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第70条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第82条第6項の表中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削る。

第83条第1項中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除

く。)」を「他の事業所、施設等の職務」に改め、同条第3項中「第112条」の次に「、第192条第3項」を加える。

第92条第5号中「、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「、身体的拘束等」に改め、同条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第106条の次に次の1条を加える。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第106条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催しなければならない。

第107条第2項中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第111条第1項中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第121条中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第125条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関

の名称等を、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出なければならない。

- 4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（以下「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第127条第2項中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第128条中「及び第104条」を「、第104条及び第106条の2」に改める。

第130条第7項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条に次の1項を加える。

11 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号アの規定の適用については、当該規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。

(1) 第149条において準用する第106条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全及びケアの質の確保

イ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

オ 地域密着型特定施設従業者に対する研修

(2) 介護機器を複数種類活用していること。

(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

第131条中「同一敷地内にある」を削る。

第147条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

- 2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。
 - (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
 - (2) 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出なければならない。
- 4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第148条第2項中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第149条中「及び第99条」を「、第99条及び第106条の2」に改める。

第151条第8項第3号中「若しくは管理栄養士」を「又は管理栄養士」に改め、「又は介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）」を削る。

第152条第1項第6号中「医療法」を「医療法（昭和23年法律第205号）」に改める。

第165条の2中「医師」の次に「及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第166条中「同一敷地内にある」を削る。

第167条第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条第6号中「に規定する」を「の規定による」に、「を記録する」を「の記録を行う」に改め、同条第7号中「に規定する」を「の規定による」に、「記録する」を「の記録を行う」に改める。

第172条を次のように改める。

(協力医療機関等)

第172条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）を定めておかななければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあつた場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型介護老人福祉施設に係る指定を行った市町村長に届け出なければならない。

3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

第176条第2項中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第177条中「及び第59条の17第1項から第4項まで」を「、第59条の17第1項から第4項まで及び第106条の2」に改める。

第187条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第189条中「及び第59条の17第1項から第4項まで」を「、第59条の17第1項から第4項まで、第106条の2」に改める。

第191条第7項中第4号を削り、第5号を第4号とする。

第192条第1項中「同一敷地内にある」及び「若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等」を削る。

第197条第1号中「療養上の管理の下で」を「当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を」に改め、同条中第11号を第12号とし、第7号から第10号を1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第201条第2項中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第202条中「及び第106条」を「、第106条及び第106条の2」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は令和6年4月1日から施行する。

(重要事項の掲示に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、改正後の宮代町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新地域密着型サービス基準条例」という。）第34条第3項（新地域密着型サービス基準条例第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

(身体的拘束等の適正化に係る経過措置)

3 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、新地域密着型サービス基準条例第92条第7号及び第197条第7号の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)

4 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、新地域密着型サービス基準条例第106条の2（新地域密着型サービス基準条例第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、この規定中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

（協力医療機関との連携に関する経過措置）

5 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、新地域密着型サービス基準条例第172条第1項（新地域密着型サービス基準条例第189条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、この規定中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

議案第10号

宮代町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

宮代町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和6年2月29日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める厚生労働省令の一部改正に伴い、宮代町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

宮代町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年宮代町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「同一敷地内にある」を削る。

第9条第2項中「指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第44条第6項において同じ。）」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設」に改める。

第10条第1項中「同一敷地内にある」を削る。

第32条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第40条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第42条第11号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第42条第14号中「第12号」を「第14号」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第10号から第13号までを2号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の2号を加える。

(10) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第44条第6項の表中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第

205号) 第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所である者に限る。)」を削る。

第45条第1項中「当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。)の職務(当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者(指定地域密着型サービス基準条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。以下同じ。)が、指定夜間対応型訪問介護事業者(指定地域密着型サービス基準条例第47条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。以下同じ。)、指定訪問介護事業者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。)第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。)又は指定訪問看護事業者(指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。)若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業(同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。))を「他の事業所、施設等の職務」に改める。

第53条第1項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。))」を「身体的拘束等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第63条の次に次の1条を加える。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第63条の2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活

用して行うことができるものとする。)を定期的開催しなければならない。

第64条第2項中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第72条第1項中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第79条中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第83条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出なければならない。

4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次項において「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第85条第2項中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第86条中「及び第61条」を「、第61条及び第63条の2」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(重要事項の揭示に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、改正後の宮代町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第32条第3項（新地域密着型介護予防サービス基準条例第65条及び第86条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

（身体的拘束等の適正化に係る経過措置）

3 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、新地域密着型介護予防サービス基準条例第53条第3項の規定の適用については、この規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）

4 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、新地域密着型介護予防サービス基準条例第63条の2（新地域密着型介護予防サービス基準条例第86条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、この規定中「しなれば」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

議案第 1 1 号

宮代町下水道条例の一部を改正する条例について

宮代町下水道条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 2 月 2 9 日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

下水道法施行令の一部改正に伴い、宮代町下水道条例の一部を改正したいので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町下水道条例の一部を改正する条例

宮代町下水道条例（平成4年宮代町条例第19号）の一部を次のように改正する。

第11条中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第12号

宮代町都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例について

宮代町都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和6年2月29日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

都市計画法に基づく開発許可の基準の見直しに伴い、宮代町都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する
条例

宮代町都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（令和2年宮代町条例第32号）の一部を次のように改正する。

第7条を第8条とし、第6条を第7条とする。

第5条第1項ただし書中「都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下「令」という。）」を「令」に改め、同項第7号中「集会施設」の次に「等」を加え、同条第2項中「第3条第1項第1号」を「第4条第1項第1号」に改め、同条を第6条とする。

第4条を第5条とし、第3条を第4条とし、第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

（法第33条第3項の規定による道路の幅員の基準）

第2条 法第33条第3項の規定により、都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下「令」という。）第25条第2号の技術的細目において定められた制限を緩和する場合における道路の幅員の基準は、予定建築物等の用途、新設道路整備の有無及び開発区域の規模に応じて、別表に定める道路の幅員を満たすものとする。

附則第2項中「第3条第1項」を「第4条第1項」に、「第5条第2項」を「第6条第2項」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第2条関係）

予定建築物等の用途	新設道路整備の有無	開発区域の規模	道路の幅員
住居系	なし	面積にかかわらず	4.0メートル以上
	あり	3,000平方メートル未満	4.0メートル以上
		3,000平方メートル以上	4.5メートル以上
非住居系	道路の有無にかかわらず	1,000平方メートル未満	4.0メートル以上
		1,000平方メートル以上	5.0メートル以上
		3,000平方メートル未満	5.0メートル以上
		3,000平方メートル以上	6.0メートル以上
		10,000平方メートル未満	6.0メートル以上
		10,000平方メートル以上	9.0メートル以上

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第13号

宮代町ホームヘルプサービス手数料条例を廃止する条例について

宮代町ホームヘルプサービス手数料条例を廃止する条例を別紙のとおり提出する。

令和6年2月29日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

宮代町ホームヘルプサービス事業の廃止に伴い、宮代町ホームヘルプサービス手数料条例を廃止したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町ホームヘルプサービス手数料条例を廃止する条例
宮代町ホームヘルプサービス手数料条例（平成8年宮代町条例第3号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第14号

町道路線の廃止について

次のとおり町道路線を廃止することについて、議決を求める。

整理 番号	路線名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
1	第144号線	宮代町字中島64番地先	
		宮代町字中島53番地先	
2	第252号線	宮代町字姫宮187番1地先	
		宮代町字東1047番6地先	
3	第818号線	宮代町字中島51番地先	
		宮代町字中島51番地先	

令和6年2月29日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

中島地区の道路台帳整備時に誤認定の町道路線を廃止及び東地区の都市計画道路春日部久喜線(町道第252号線)の延伸に関する事業に伴い、町道路線を廃止したいので、道路法第10条第3項の規定により、この案を提出するものである。

議案第15号

町道路線の認定について

次のとおり町道路線を認定することについて、議決を求める。

整理 番号	路線名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
1	第144号線	宮代町字中島52番地先	
		宮代町字中島53番地先	
2	第252号線	宮代町字姫宮187番1地先	
		宮代町字東1003番1地先	
3	第1656号線	宮代町字東1061番1地先	
		宮代町字東1048番4地先	

令和6年2月29日提出

宮代町長 新井康之

提 案 理 由

中島地区の道路台帳整備時に誤認定の道路の起点を変更し、改めて町道路線に認定及び東地区の都市計画道路の終点の変更に伴い、町道路線を認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、この案を提出するものである。

議案第16号

令和5年度宮代町一般会計補正予算（第5号）について

令和5年度宮代町一般会計補正予算（第5号）を別冊のとおり提出する。

令和6年2月29日提出

宮代町長 新井康之

提 案 理 由

各種事業実績の確定に伴う事業費の増減のほか、物価高騰対策事業に対する国庫支出金及び普通交付税の追加交付などに伴い、令和5年度宮代町一般会計予算から9,708万5,000円を減額し、総額を131億6,093万8,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第17号

令和5年度宮代町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

令和5年度宮代町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。

令和6年2月29日提出

宮代町長 新井康之

提案理由

過年度分県支出金等返還金の確定等に伴い、令和5年度宮代町国民健康保険特別会計予算に305万3,000円を増額し、総額を34億2,488万円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第18号

令和5年度宮代町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

令和5年度宮代町介護保険特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。

令和6年2月29日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

国庫支出金交付額の確定に伴い、令和5年度宮代町介護保険特別会計予算に国庫支出金857万4,000円を追加し、介護保険料及び繰入金から同額を減額することについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第19号

令和5年度宮代町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について

令和5年度宮代町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。

令和6年2月29日提出

宮代町長 新井康之

提案理由

繰入金及び後期高齢者医療広域連合への納付金の確定に伴い、令和5年度宮代町後期高齢者医療特別会計予算から324万3,000円を減額し、総額を6億4,883万円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第20号

令和6年度宮代町一般会計予算について

令和6年度宮代町一般会計予算を別冊のとおり提出する。

令和6年2月29日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

令和6年度宮代町一般会計予算の総額を129億7,800万円とすることについて、地方自治法第211条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第21号

令和6年度宮代町国民健康保険特別会計予算について

令和6年度宮代町国民健康保険特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和6年2月29日提出

宮代町長 新井康之

提案理由

令和6年度宮代町国民健康保険特別会計予算の総額を33億1,230万4,000円とすることについて、地方自治法第211条第1項の規定によりこの案を提出するものである。

議案第22号

令和6年度宮代町介護保険特別会計予算について

令和6年度宮代町介護保険特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和6年2月29日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

令和6年度宮代町介護保険特別会計予算の総額を34億17万7,000円とすることについて、地方自治法第211条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第23号

令和6年度宮代町後期高齢者医療特別会計予算について

令和6年度宮代町後期高齢者医療特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和6年2月29日提出

宮代町長 新井康之

提 案 理 由

令和6年度宮代町後期高齢者医療特別会計予算の総額を7億1,989万1,000円とすることについて、地方自治法第211条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第24号

令和6年度宮代町水道事業会計予算について

令和6年度宮代町水道事業会計予算を別冊のとおり提出する。

令和6年2月29日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

令和6年度宮代町水道事業会計予算の収益的収入及び支出のうち収益的収入の予定額を8億5,834万6,000円とし、収益的支出の予定額を8億979万円とすることについて、また、資本的収入及び支出のうち資本的収入の予定額を7億8,499万円とし、資本的支出の予定額を10億3,230万9,000円とすることについて、地方公営企業法第24条第2項の規定により、この案を提出するものである。

議案第25号

令和6年度宮代町下水道事業会計予算について

令和6年度宮代町下水道事業会計予算を別冊のとおり提出する。

令和6年2月29日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

令和6年度宮代町下水道事業会計予算の収益的収入及び支出のうち収益的収入の予定額を11億4,205万7,000円とし、収益的支出の予定額を11億727万1,000円とすることについて、また、資本的収入及び支出のうち資本的収入の予定額を4億553万1,000円とし、資本的支出の予定額を5億4,033万8,000円とすることについて、地方公営企業法第24条第2項の規定により、この案を提出するものである。